

市民委員会資料 ②

2 所管事務の調査（報告）

(1) 「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画実施結果について

資料 「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画
実施結果について（こども本部）

市民・こども局こども本部

（平成26年8月27日）

「川崎再生フロンティアプラン」
第3期実行計画実施結果について（こども本部）

1 趣旨

「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画の実施結果として、こども本部の施策評価結果を取りまとめました。

2 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画 実施結果（概要）

1 政策体系に位置付けられた施策課題の実施結果

第3期実行計画に位置付けられている242の施策課題（再掲を除く。）のうち、こども本部が所管する施策課題は15課題あり、それらについて施策評価を行った結果、どの施策課題も、「施策の目標」の実現に向け、施策は概ね順調に推進したという評価となりました。

内訳としては、施策が順調に推進したものが15課題、そのうち新たな課題等がないものは2課題、新たな課題等があるが今後も現在の取組の継続等により対応できるものは13課題ありました。一方、評価区分B及びCは該当がありませんでした。

表1 達成状況区分別 施策課題数と構成比（こども本部）

評価区分	内 容		施策課題数	構成比(%)
A	【施策が順調に推進したもの】	I ●「施策の目標」の実現を阻害するような新たな課題や残された課題等はなく、「施策の目標」に向かって順調に進捗している場合	2	13.3
		II ●新たな課題や残された課題等があるが、「施策の目標」の実現を阻害するようなものではなく、今後も現在の取組の継続又は一部改善により対応できる場合	13	86.7
B	【施策が一定程度推進したもの】 ●新たな課題や残された課題等があり、「施策の目標」の実現に向けて、計画の見直しや取組の改善が必要な場合 ●施策課題の配下の主要な事務事業で、新たな課題等があり目標を下回ることなどにより、課題解決が一定程度に留まり取組の見直しが必要な場合		0	—
C	【施策が推進していないもの】 ●前提としていた諸条件（法制度等）が大きく変化し、取組内容の抜本的な見直しを行わなければ、「施策の目標」の実現が困難な場合 ●施策課題を構成する主要な事務事業が、新たな課題の出現により大幅に遅れ、または、対応困難なものとなるなど目標を大きく下回ることとなり、施策課題の解決に向け停滞している場合		0	—
合 計			15	100

2 主な施策の実施結果について

- (1) 【次世代育成の支援】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <別冊1：(216頁)> **施策評価結果：A II**
- (2) 【地域における子育ての支援と拠点づくり】・・・ <別冊1：(218頁)> **施策評価結果：A II**
- (3) 【多様な保育の充実】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <別冊1：(220頁)> **施策評価結果：A II**
- (4) 【親と子の健康づくりの推進】・・・・・・・・・・・・ <別冊1：(224頁)> **施策評価結果：A II**
- (5) 【児童の健全な育成と居場所づくり】・・・・・・・・・・ <別冊1：(226頁)> **施策評価結果：A II**
- (6) 【児童に関する総合的な相談・支援体制の確立】・・ <別冊1：(230頁)> **施策評価結果：A II**
- (7) 【障害児の発達支援の推進】・・・・・・・・・・・・・・ <別冊1：(232頁)> **施策評価結果：A II**
- (8) 【児童虐待の防止】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <別冊1：(234頁)> **施策評価結果：A II**